

賃借契約書

菊池広域連合長 吉本 孝寿（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、菊池広域連合長期継続契約に関する条例第2条に基づき、受注者所有のネットワーク用パソコン等機器（以下「機器」という。）の賃借に関し、次のとおり契約を締結する。

菊池広域連合消防本部

令和7年度消防業務ネットワーク用パソコン等賃借業務

契約要綱

- 1 件 名 令和7年度消防業務ネットワーク用パソコン等賃借業務
- 2 機器名及び数量 ネットワーク用パソコン等機器 一式
(明細は、別紙の機器明細表のとおりとする。)
- 3 契約期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
- 4 契約金額 月額 円(うち消費税額 円)
総額 円(うち消費税額 円)
- 5 据付場所 熊本県菊池郡菊陽町大字原水7番地1(菊池広域連合消防本部)
熊本県菊池郡菊陽町大字原水7番地1(菊池広域連合南消防署)
熊本県菊池市赤星2080番地(菊池広域連合北消防署)
熊本県合志市合生4107番地1(菊池広域連合西消防署)
熊本県合志市豊岡2218番地1(菊池広域連合桜消防署)
- 6 契約保証金

契 約 条 項

(総則)

第1条 受注者は、頭書記載の契約要綱と次条以下の契約条項に従い、発注者に対して「機器」の賃貸を行うものとする。

(管理及び保守)

第2条 発注者は、「機器」を良好な環境の中で管理し、善良な注意をもって使用するものとする。

(賃貸料の支払い)

第3条 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(支払い遅延利息)

第4条 発注者が前条の期限内に代金の支払いをしないときは、受注者は発注者に対して支払い遅延利息を請求することができる。

2 支払い遅延利息の率は、発注者受注者協議してこれを定める。

(損害賠償)

第5条 発注者又は受注者は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害賠償金の額は、発注者受注者協議してこれを定める。

(管理体制)

第6条 発注者は、「機器」管理責任者及び担当者の責任体制を明確に定めるものとする。

(暴力団排除措置等に係る発注者の解除権)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責を負わないものとする。

(1) 役員等が暴力団等（その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不正法行為等を行い、又は行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）の構成員又は暴力団等に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者（以下「暴力団等関係者」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき、若しくは暴力団等関係者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が経営に実質的に関与しているとき。

(2) 役員等が、暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等の威力若しくは暴力団等関係者を利用するなどしているとき。

(4) 役員等が、暴力団等又は暴力団等関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 役員等が、暴力団等又は暴力団等関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

2 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第8条 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、発注者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 受注者は、前項に伴う解除により損失が生じたときは、発注者にその損害を請求することができる。

(契約の更新)

第9条 契約期間が満了する一ヶ月前までに発注者から本契約更新の申し出があった場合は、発注者受注者協議して本契約を更新することができる。

(機器の返還等)

第10条 契約期間の満了後、機器の返還に係る費用は、受注者が負担するものとする。

(協議)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、発注者、受注者誠意をもって協議し、これに対処するものとする。

以上の契約の証として本書2通を作成し、発注者受注者それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

発注者 熊本県菊池市泗水町福本383番地
菊池広域連合
菊池広域連合長 吉本 孝寿

受注者

機器明細

1 品名及び数量【令和7年度消防業務ネットワーク用パソコン等更新機器一式】

品 名	数 量	備 考
クライアントパソコン 1	24 台	ノート型パソコン
クライアントパソコン 2	15 台	デスクトップ型パソコン
オフィスソフト	49 式	ライセンス 39 台（10 台 Ver.2016）分
ウイルス対策ソフト	102 式	既存 95 式+SV 用 1 式+追加 PC 用 6 式
液晶ディスプレイ	15 台	デスクトップ PC 用
外付型 DVD ドライブ	5 台	本部設置 1 台、出先設置 4 台
拠点ルーター	4 台	本部設置 1 台、出先設置 3 台
拠点ルーター用 無停電電源装置	4 台	拠点間接続ルーター用 UPS
データ消去ソフト	1 式	本部全体で利用できるライセンス 1 式
撤去・設置・設定	1 式	機器に対する作業

2 納入場所

【菊池広域連合消防本部】（熊本県菊池郡菊陽町原水 7 番地 1）

※ノートパソコン 13 台、デスクトップパソコン 8 台、

外付型 DVD ドライブ 1 台、拠点ルーター 1 台、無停電電源装置 1 台

【菊池広域連合南消防署】（熊本県菊池郡菊陽町原水 7 番地 1）

※ノートパソコン 2 台、デスクトップパソコン 3 台

外付型 DVD ドライブ 1 台

【菊池広域連合北消防署】（熊本県菊池市赤星 2080 番地）

※ノートパソコン 3 台、デスクトップパソコン 1 台

外付型 DVD ドライブ 1 台、拠点ルーター 1 台、無停電電源装置 1 台

【菊池広域連合西消防署】（熊本県合志市合生 4107 番地 1）

※ノートパソコン 3 台、デスクトップパソコン 1 台

外付型 DVD ドライブ 1 台、拠点ルーター 1 台、無停電電源装置 1 台

【菊池広域連合桜消防署】（熊本県合志市豊岡 2218 番地 1）

※ノートパソコン 3 台、デスクトップパソコン 2 台

外付型 DVD ドライブ 1 台、拠点ルーター 1 台、無停電電源装置 1 台